

# 広報・情報委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、広報・情報委員会と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は、ワイズメンズクラブ国際協会西日本区各部、各クラブの優れた活動等を広く内外に広報することに努め、社会におけるワイズメンズクラブに対する理解と共感を得ながら認知度・好感度を高めることを目的とする。

2. 本委員会は、西日本区の活動が組織的かつ効率的に運用されるために必要な諸資料や内外に情報を提供するウェブサイト、公式メーリングリストの維持管理、コンピュータによるシステム構築および管理運用、区内の IT 化に協力することを目的とする。

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき、常置委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、理事によって任命された委員長および、委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。

2. 本委員会は、理事の承認を経て小委員会を設置することができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員長については連続して 6 期、委員については連続して 8 期までの再任を妨げない。

2. 期の途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(運用・守秘義務)

第 6 条 ウェブ上に掲載する情報や資料の管理は関係する区役員と連絡を密にし、適切な取扱いに努める。

2. 公式ウェブサイトおよび公式メーリングリストの運用については、本委員会において別途定めるガイドラインによることとする。

3. プライバシーに関連するデータの取扱いについては、その保護に留意する。

(付則)

第 7 条 この規則に定めのない事項は、本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより、改正することができる。

2003年6月14日	制定	2003年7月1日	施行	2004年4月4日	改正	2004年4月5日	施行
2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行	2014年4月19日	改正	2014年7月1日	施行
2016年4月9日	改正	2016年7月1日	施行				